

議

長



平成23年9月12日

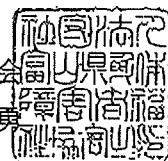
富山県議会

議長 坂田光文 様

【請願者】 富山市安住町 5-21

(社) 富山県身体障害者福祉協会

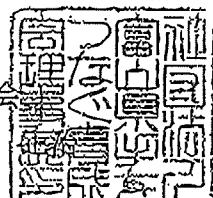
会長 岡本 武真



富山市安住町 5-21

(社) 富山県手をつなぐ育成会

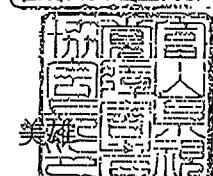
理事長 四方



富山市礪部町 8-8-8

(福) 富山県視覚障害者協会

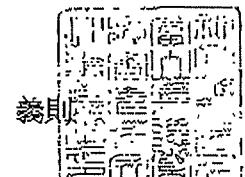
会長 中西



富山市木場町 2-21

(福) 富山県聴覚障害者協会

理事長 石倉



富山市五福 474-2

富山県精神障害者家族連合会

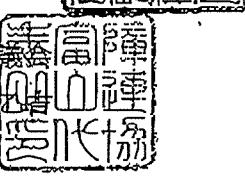
会長 佐藤



富山市安住町 5-21

富山県障害者(児)団体連絡協議会

会長 山崎



【紹介議員】

菅沢裕明

火川 うみ 橋野裕一 吉田 兼

本人のニーズにあった支援サービスを。「障害者総合福祉法のサービスと介護保険法のサービス」を当事者の意思で選択・併用を求める

### 国への意見書についての請願書

【請願の主旨】

2006年12月、国連で採択された「障害者権利条約」の批准をめざし、いま、国内法の整備が進められています。その為、政府は、2010年1月7日、障害者自立支援法

11/12/11  
交付

違憲訴訟団と「基本合意」文書に調印し、1月12日、障害者制度の集中的な改革をめざす意見をまとめる「障がい者制度改革推進会議」（以下「推進会議」）が発足しました。このことは、障害者権利条約の基本精神である「私たちを抜きに私たちのことを決めるなー」を踏まえた政策立案作業が開始されました。

「推進会議」の初会合では「障害者権利条約」とともに「基本合意」文書も配布され、会議の冒頭、担当大臣から、合意の意義、合意の内容を丁寧に触れられ歴史の一歩を踏み出しました。

2010年4月、「推進会議」の下に、障害者、障害者の家族、事業者、自治体首長、学識経験者等55人からなる「総合福祉部会」（以下「部会」）が設けられ、「推進会議」の「第一次意見」を最大限に尊重し推進のため、政府が閣議決定した「基本的な方向について」の中で、とくにこの「部会」は「応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止し、2013年8月までの施行をめざす障害者総合福祉法（仮称）の制定に向け、18回の「部会」で検討を重ね、さる8月30日、障害者総合福祉法（仮称）の「骨格提言素案」が発表されました。

この中で、介護保険法との関係について一障害者自立支援法は、介護保険と障害者福祉との統合を予定して策定され、そのため、応益負担、障害者程度区分、日額制、常勤換算などが障害者福祉に持ち込まれました。その結果、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけることとなり、この反省から政府は、障害者自立支援法の廃止と新たな総合的な福祉法制の実施を約束した、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものとして新しい総合的な福祉法制を策定することになりました。こうした経過から、障害者自立支援訴訟原告団との基本合意文書では「新たな福祉制度の構築にあたっては、現行の介護保険制度との統合を前提とせず」とされています。

この間、富山での地域フォーラム関係団体など切実な「ねがい」として出されていた「障害者が介護保険対象年令の後でも、それまでの地域生活の継続を保障してほしい」また「40才以上の特定疾患をもつ者も、本人が希望すれば、障害者福祉の支援を利用するようにしてほしい」など、現行の介護保険優先原則を見直し、障害者総合福祉法のサービスと介護保険法のサービスを選択、併用できるようにとの「ねがい」が実るようお願いします。

つきましては、貴議会として障害者総合福祉法（仮称）の法案が22年度通常国会に提出でき、以下の項目について早急に実現が図れますよう地方自治法第99条により、国に対する意見書を採扱いいただきますよう請願いたします。

## 記

### 請願項目

- 1、「障害者総合福祉法のサービスと介護保険法のサービス」を当事者の意思で選択・併用を求める意見書を提出して下さい。

### 【連絡先】

富山市安住町5-21 県総合福祉会館内

県身体障害者福祉協会（久々江）

Tel(076)432-6381 Fax(076)433-4610

平成23年9月27日

提出先  
衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

富山県議会議長  
坂田光文

障害者福祉サービスと介護保険サービスの選択・併用を  
認める求めることを意見書

政府は昨年1月、障害者自立支援法違憲訴訟団と「基本合意」文書に調印し、障害者制度の集中的な改革をめざし意見をまとめる「障がい者制度改革推進会議」が発足した。

この推進会議のもとに、障害者、障害者の家族、事業者、自治体首長、学識経験者等55人からなる「総合福祉部会」が設けられ、応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止した後の障害者総合福祉法（仮称）の「骨格提言素案」が発表されたところである。

この議論の中で、全国各地の障害者、障害者家族から、現行の介護保険優先原則を見直し、障害者福祉サービスと介護保険サービスを、本人の意思で選択・併用できるようにすべきとの要望が出されている。

よって、国会及び政府におかれでは、平成24年度通常国会に上程される予定の障害者総合福祉法（仮称）案では、障害者総合福祉法（仮称）のサービスと介護保険法のサービスを、当事者の意思で選択・併用ができるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。